

プリマハム株式会社

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

1) 基本方針

- ①持続的な成長と企業価値向上のため、社長及び経営陣幹部が中心となって株主との建設的な対話を積極的に推進する。
- ②日本版スチュワードシップ・コードの理念を尊重し、機関投資家をはじめとする株主からの対話（面談）要請に前向きに取り組む。
- ③対話から得た意見については、必要に応じて経営会議や取締役会の場において社長並びに経営陣幹部で共有し、その対応について議論する。
- ④対話促進を統轄する役員は総務・広報部担当役員とする。

2) 対話の当事者

①株主総会・決算説明会

原則社長が説明と質疑に対応し、経営陣幹部はより詳細な情報を提供することにより、社長を補佐する体制とする。

②投資家向け広報（IR）活動

個別の面談要請については全て対応することを原則とし、総務・広報部が窓口となり、担当役員または総務・広報部長が担当する。

③個人株主からの問合せ

総務・広報部を担当窓口とする。

3) 社内情報交換体制

- ①有機的な連携体制を構築するため、事業部門と職能部門とは経営会議、業務連絡会等の会議を通して積極的な情報提供と意見交換を行う。

4) 情報の開示

- ①ホームページにおけるIR情報は適時更新するとともに、主要な事項については英文表記を行う。また、企業情報や商品情報等についても迅速な開示を行う。
- ②現況を理解いただくために施設見学会等を必要に応じて開催するよう努める。

5) インサイダー情報の管理

- ①インサイダー情報については、「内部情報管理および内部者取引（インサイダー取引）規制に関する規定」に従い情報の管理を徹底する。
- ②決算期日（四半期毎）から決算発表までの期間は、IR活動等のクローズ期間とする。